

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

〔平成22年12月14日
日本年金機構〕

突合せサンプル調査の結果について

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せサンプル調査の集計結果について

今後、審査の結果不一致となった案件については、ご本人に確認をお願いした上で、記録補正の要否を判断することとしており、最終的な結果ではないことに留意が必要。

1. サンプル調査の概要

①目的

突合せ対象者の年齢階層等による突合せ結果を検証し、今後の突合せの実施方針の検討の資料とするため。

②調査対象者

以下の条件で無作為に抽出（5901人）

- ・厚生年金又は船員保険に係る記録のみが紐付いた方（CSV記録の正確性を確認中の国民年金に係る記録については今後実施予定）
- ・年齢3階層（75歳以上、65歳以上75歳未満、65歳未満）の人数が概ね均等となるよう抽出

年齢階層	調査対象人数	紐付いた紙台帳等の件数
75歳以上	1998人	19503件※
65歳以上75歳未満	1944人	16779件※
65歳未満	1959人	9460件※
合計	5901人	45742件※

※紙とマイクロフィルムの記録が重複しているもの、払出簿等を含む。

2. 集計結果（人数ベース）

	一致	不一致
75歳以上（1998人）	1724人（86.3%）	274人（13.7%）
65歳以上75歳未満（1944人）	1774人（91.3%）	170人（8.7%）
65歳未満（1959人）	1926人（98.3%）	33人（1.7%）
合計（5901人）	5424人（91.9%）	477人（8.1%）

3. 不一致の内訳

①コンピュータ記録において、突合せを行った紙台帳等の記録が入力されていない者 110人（1.9%）

※①となる者には、併せて資格取得日等に関する記録の一部が異なっている者（②となる者）が含まれている。

※新たに判明した記録の開始時期

開始時期	昭和10年～	昭和20年～	昭和30年～	昭和40年～	昭和50年～	昭和60年～	合計
件数（割合）	31（21.2%）	51（34.9%）	31（21.2%）	24（16.4%）	5（3.4%）	4（2.7%）	146（100%）

（注）複数の紙台帳記録が新たに判明している者がいるため、合計は110件とは一致しない、

判明した記録の平均期間（複数件の記録が判明した場合は合計の判明期間）は約20カ月である。

②資格取得・喪失年月日、標準報酬に関する記録の一部が異なっている者 367人（6.2%）

③不一致となった者の特別便等の回答状況

特別便等におけるご本人の回答		紙台帳等との突合せ結果	紙台帳等の記録がコンピュータ記録に入力されていない（記録判明）	記録の一部が異なっている（記録訂正）	合計
『もれ』や『誤り』はない			70 (63.6%)	261 (71.1%)	331 (69.4%)
『誤り』や『もれ』がある	申告された記録が判明した		5 (4.5%)	23 (6.3%)	28 (5.9%)
	申告された記録が判明しなかった		2 (1.8%)	9 (2.5%)	11 (2.3%)
	調査中		2 (1.8%)	7 (1.9%)	9 (1.9%)
ご本人からの回答なし等			31 (28.2%)	67 (18.3%)	98 (20.5%)
合計			110 (100%)	367 (100%)	477 (100%)

④①、②のうち、今回の突合せにより、年金見込額が増額となる者

75歳以上 (1998人)	236人 (11.8%)
65歳以上75歳未満 (1944人)	154人 (7.9%)
65歳未満 (1959人)	19人 (1.0%)
合計 (5901人)	409人 (6.9%)

※年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

※今回の突合せにより、新たに年金を得ることとなる者は2人（70歳1名、65歳1名）

4. 年金回復見込額

①年金回復見込額

最高額 1, 049, 400円 (年額)

最低額 200円 (年額)

※年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

②年金回復見込額の平均

	年金見込額が増額となる者の平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)	調査対象者の1人当たり平均増加額 (生涯額。括弧内は年額)
75歳以上(1998人)	約101万円(約4.4万円)	約11.9万円(約5200円)
65歳以上75歳未満(1944人)	約43.3万円(約2.1万円)	約3.5万円(約1700円)
65歳未満(1959人)	約9.7万円(約4700円)	約0.1万円(約50円)
合計(5901人)	約68.1万円(約3.3万円)	約4.7万円(約2300円)

※ 年金見込額は、あくまでも機械的な試算であり、今後、ご本人の確認等により変わりうるものである。

※ 65歳以上の者(3942人)については、年金見込額が増額となる者の平均増加額は約72.2万円(生涯額。年額は約3.5万円)となり、調査対象者の1人当たり平均増加額は約7.0万円(生涯額。年額は約3400円)となる。

※ 年金見込額の生涯額については、65歳から受給した場合の回復総額を、平均余命と老齢年金給付額の男女比率を用いて試算したものである。

(参考) 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査(平成20年実施)を基にした分析

- 厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査においては、調査対象者1人につき、1件の厚生年金被保険者名簿の突合せを実施したものであるが、今回の突合せでは、1人の方に複数件の紙台帳等が紐づいており、その全体について突合せが実施されるものである

※75歳以上の者については平均約6.4件(重複分等を除いたもの。以下の年齢階層において同じ)、
65歳以上75歳未満の者については平均約5.7件、
65歳未満の者については平均約3.2件の紐づけがなされている。

- その点を踏まえ、厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の結果の不一致率を今回の紙台帳等の突合せサンプル調査対象者に当てはめると、不一致率は以下のとおりと試算され、年齢階層別の傾向は、今回のサンプル調査の結果と同様である。

	試算される不一致率	(参考) 今回のサンプル調査不一致率
75歳以上	12.4%	13.7%
65歳以上75歳未満	8.3%	8.7%
65歳未満	1.8%	1.7%
合計(5901人)	7.5%	8.1%

(厚生年金被保険者名簿等のサンプル調査の概要)

- ・対象件数(厚生年金被保険者名簿・原票) 約20000件
- ・コンピュータ記録との突合せ結果の不一致件数及び不一致率
 - 277件(対象件数全体の1.4%)
 - うち、75歳以上の者
 - 164件(当該年齢階層の2.1%)
 - 65歳以上75歳未満の者
 - 70件(当該年齢階層の1.5%)
 - 65歳未満の者
 - 43件(当該年齢階層の0.6%)
- ・年金受給者で年金額が増額となる者の平均増加額(年額) 1.7万円

サンプル調査における課題等について

1. 別人記録の判断基準について

(1) 問題の所在

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せにおいては、ご本人のコンピュータ記録に紐付いた紙台帳等について突合せを行うこととしており、紐付けの基準については、①年金手帳記号番号と生年月、②年金手帳記号番号と氏名、③氏名と生年月日により行うことを想定していた。

作業開始後、③に関し、「氏名と生年月」で紐付いている事例が確認されたことから、調査したところ、一部はご本人、一部は別人に紐付いていたことが判明した。ご本人に紐付いたケースについては、そのまま突合せを行い、別人に紐付いていたものは、事跡を残した上で紐付けを解除する必要があるが、審査の際に一定の基準に基づき、ご本人か別人の判断を行う必要がある。

(2) 対応策

「氏名と生年月」が一致している場合と、生年月日も含めて一致している場合について、以下のとおり取り扱うこととする。(いずれも、当該紙台帳の氏名と生年月(生年月日)に一致する方が他に存在しない場合)

①氏名と生年月が一致しているが、日までは一致していない場合

- a) コンピュータ記録と紙台帳等に記載されている手帳記号番号の下6桁が一致している場合
- b) 紙台帳の記録に対応するご本人のコンピュータ記録が存在する場合(同時期に同一事業所の加入記録がある等)はご本人の記録と判断するが、その他の場合は、ご本人と確認できる十分な理由がないことから、補正不要とする。

②氏名と生年月日が一致している場合

- ご本人であるという可能性が、氏名と生年月が一致する場合に比べより高いと判断されるが、
- a) 当該紙台帳に記載されている手帳記号番号の下6桁が、他のコンピュータ記録と一致した場合
 - b) 当該紙台帳に記載されている加入期間が、ご本人のコンピュータ記録の加入期間と重複がある場合
- については、別人の可能性が あることから、これらに該当する場合は、別人の記録と判断し、補正不要とする。

2. 受給資格期間を満たしていない高齢の審査対象者への通知の取扱いについて

(1) 問題の所在

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの結果、受給資格期間を満たしていない高齢者について新たな記録の判明や記録の補正が発生したが、判明した記録の期間が短いため、当該記録追加又は記録補正を行っても、依然として年金受給資格が得られないと見込まれる場合、結果としてご本人の期待に沿えないこととなることから、新たな記録の判明や記録補正に係る通知の発出をあえて行うかについて検討が必要となる。(なお、60歳未満の加入者について、新たな記録が判明した場合や、記録の補正が必要となった場合には、すべてのケースについて、通知を発出する。)

(2) 対応策

記録が判明しても依然として年金受給資格が得られない方について通知を発出することは、叶わぬ期待を抱かせてしまうことになる一方、ご本人に行政側が把握できないカラ期間が存在する可能性があるほか、現在国会で継続審議となっている「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」(以下「特例法案」という。)により、過去の未納期間の事後納付が可能となった場合に、年金受給資格を得られる可能性があることから、以下のとおり、一定の基準を満たす方については、新たな記録の判明や記録の補正に係る通知を発出することとしてはどうか。

「70歳以上の方については、今回判明する記録の期間と現在の記録の期間を合計して120月(10年)以上の方について通知を行う。70歳未満の方については、すべてのケースについて、通知を発出することとする。」

(理由)

- ・黄色便について、記録判明後を含めて120月(10年)に満たない方については、通知を行っていないこと
 - ・特例法案が成立した場合は、事後納付により70歳未満の者は最大10年間の事後納付が可能となること
- ※70歳未満かつ120月未満の方への通知の送付は、特例法案の成立後に行う。

受給資格期間を満たしていない高齢の審査対象者への通知の取扱いについて

		記録訂正・追加分を含めた被保険者期間	
		120月(10年)以上	120月(10年)未満
年 齢	70歳以上	通知発出	通知せず
	60歳以上70歳未満	通知発出	通知発出(※)
	60歳未満	通知発出	通知発出

※60歳以上70歳未満の方については、現在国会で継続審議中の「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律案」が成立した後から通知を発出する。

3. 脱退手当金の支給日の取扱いについて

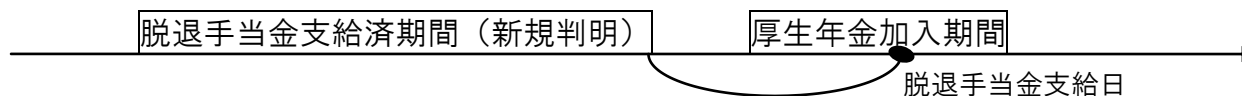
(1) 問題の所在

脱退手当金は、法律上被保険者期間には支給禁止となっているため、仮に脱退手当金の支給の記録があったとしても、支給日が被保険者期間であれば、脱退手当金の支給は無効として対象となった期間を被保険者期間として復活させる処理を行っている。

紙台帳とコンピュータ記録の突合せにおいて、以下の2つのケースが発生することが想定されるが、上記の取扱いを維持し、厚年被保険者期間として復活させる処理を行うかが問題となる。

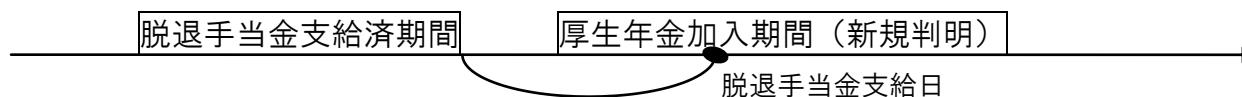
ケース①

もともとのコンピュータ記録は脱退手当金の支給なし、新たに判明した記録は脱退手当金支給済みであったが、当該脱退手当金の支給日をご本人の被保険者期間と重複している場合



ケース②

もともとのコンピュータ記録に脱退手当金の支給があり、新たに判明した記録の被保険者期間が、既に記録に入っている脱退手当金の支給日と重複している場合。



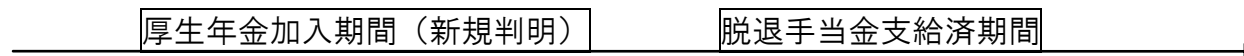
(2) 対応策

特別便等の処理と同じく、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの結果、脱退手当金の支給日が厚生年金の加入期間と重なっていた場合には、脱退手当金の支給を取り消し、その支給済み期間を被保険者期間として復活させる記録補正を行うこととする。

4. 新たに記録が判明した結果、脱退手当金支給済み期間と未支給期間が混在した場合の取扱いについて

(1) 問題の所在

既に脱退手当金を受給している者について、紙台帳等とコンピュータ記録の突合せの結果、脱退手当金支給済み期間の前（又は当該期間中に）新たな記録（脱退手当金未支給期間）が判明した場合、どのように取り扱うか。



(2) 対応案

まずは新たな記録の判明について、ご本人に通知し、確認いただいた上で、（ご本人の記録と確認できた場合には）年金事務所に来訪を促す。

その上で、脱退手当金を受け取られているとお話しされる方については、①脱退手当金の訂正（新規判明の期間を脱退手当金の算定に反映させる）又は②新たに判明した記録の統合のいずれかを選択していただくこととなる。その際には、年金事務所において、①、②の選択にかかるメリット、デメリット（年金額への影響等）を丁寧に説明する
一方、脱退手当金を受け取られていないとお話しされるについては、まだら事案の回復基準の適用に係る申立てを行うか否か、判断していただくこととなる。

5. 差止・保留が入った記録の取扱いについて

(1) 問題の所在

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せの結果、コンピュータ記録上で給付の差止・保留が入った記録の補正が必要となった場合の取扱いをどうすべきか。

(2) 対応案

コンピュータ記録上で差止・保留が入った記録は、本人が死亡している可能性が高いため、死亡者と同様に扱い、補正要・通知不要として処理を行う。

差止・保留の確認はコンピュータ記録の支払い項目に「2」（死亡の疑い）「9」（長期差止によるもの）の表示がある場合を指す。

6. 厚生年金、船員保険の記録について喪失年月日の記載が無い紙台帳の記録が新たに判明したケースの取扱いについて

(1) 問題の所在

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せにおいて、紐付いた紙台帳に資格喪失年月日が記載されていない場合におけるご本人への通知及び記録補正を、どのように行うか。

(2) 対応案

火災、地震、風水害又は戦災等（以下「災害等」という。）の事情により、紙台帳が毀損するなどし、資格喪失年月日等の記録の確認ができない場合には、災害等により被保険者記録が滅失した場合における被保険者記録の回復基準（平成22年9月30日国年指2010-396、厚年指2010-328）によるが、これ以外の場合に相当する事例については、以下のとおり、資格喪失年月日の設定を進めていくこととしてはどうか。

①基本的な考え方

紙台帳等とコンピュータ記録の突合せにおいては、ご本人の申し立てによらずに新たな記録が判明し、かつ当該記録に資格喪失年月日の記載がないケースが想定される。そのようなケースにおいて、記録回復を速やかに進めるために、当該紙台帳以外の記録の調査を行ってもなお新たに判明した記録の紙台帳の資格喪失年月日が確認できない場合に、外形的な基準により、記録突合センターにおいて資格喪失年月日の設定を進めていくこととする。

②処理の流れ

- ・ ご本人への通知については、資格取得年月日のみ記載したお知らせを送付し、ご本人に事業所名に加え、資格喪失年月日の回答を求める。
- ・ ご本人からの回答において、事業所名が一致した場合には、③の基準により導き出される最大限設定可能な資格喪失年月日（以下「認容日」とする。）とご本人の申出による資格喪失年月日（以下「申出日」とする。）を比較し、

ご本人の申出日と一致する場合又はご本人の申出日が認容日より前である場合には、申出日を資格喪失年月日として記載した上で記録補正の手続きを進める。

- ・ 事業所名が一致したが、申出日が認容日より後である場合には、認容日を資格喪失年月日とした上で、ご本人に「年金記録の調査結果のお知らせ」を送付する。（ご本人から申出日について回答がない場合には、③の基準2に基づき認容日を資格喪失年月日として記載した「お知らせ」を送付する。）

③処理の基準

新たに判明した厚生年金又は船員保険の紙台帳について、以下の基準を順に適用して認容日を設定する。

- ・ 基準1 以下の2つの基準により導き出される日のうち、最も早い日を認容日とする。（厚生年金のみ）

①標準報酬月額の時決定年月日より判断

厚生年金制度には標準報酬月額の時決定制度があり、年に1度、標準報酬月額の見直しを行っている。時決定の対象となるのは毎年8月1日に在職している被保険者であることから、時決定制度が施行された以後（昭和28年11月以後）に作成された又は時決定制度施行以後の記録がある紙台帳については、基本的に最後に記載のある標準報酬改定年月日の直後の8月1日時点では既に資格を喪失しているものと推定できる。そのため、最後の標準報酬月額の記載がある年月日の直後の8月1日を認容日とする。（※7月に新たに資格取得した方については、時決定が翌年から行われるため、翌年の8月1日を認容日とする。）

②台帳の書き換え日より判断

厚生年金被保険者名簿の場合は紙台帳を書き換えている場合があることから、書き換え前の紙台帳に資格喪失年月日の記載がなく、かつ書き換え後の名簿にその方に係る記録がない場合、名簿を書き換えた時点で既にその方は資格を喪失していると判断し、紙台帳が書き換えられたと判断される日の前日を認容日とする。

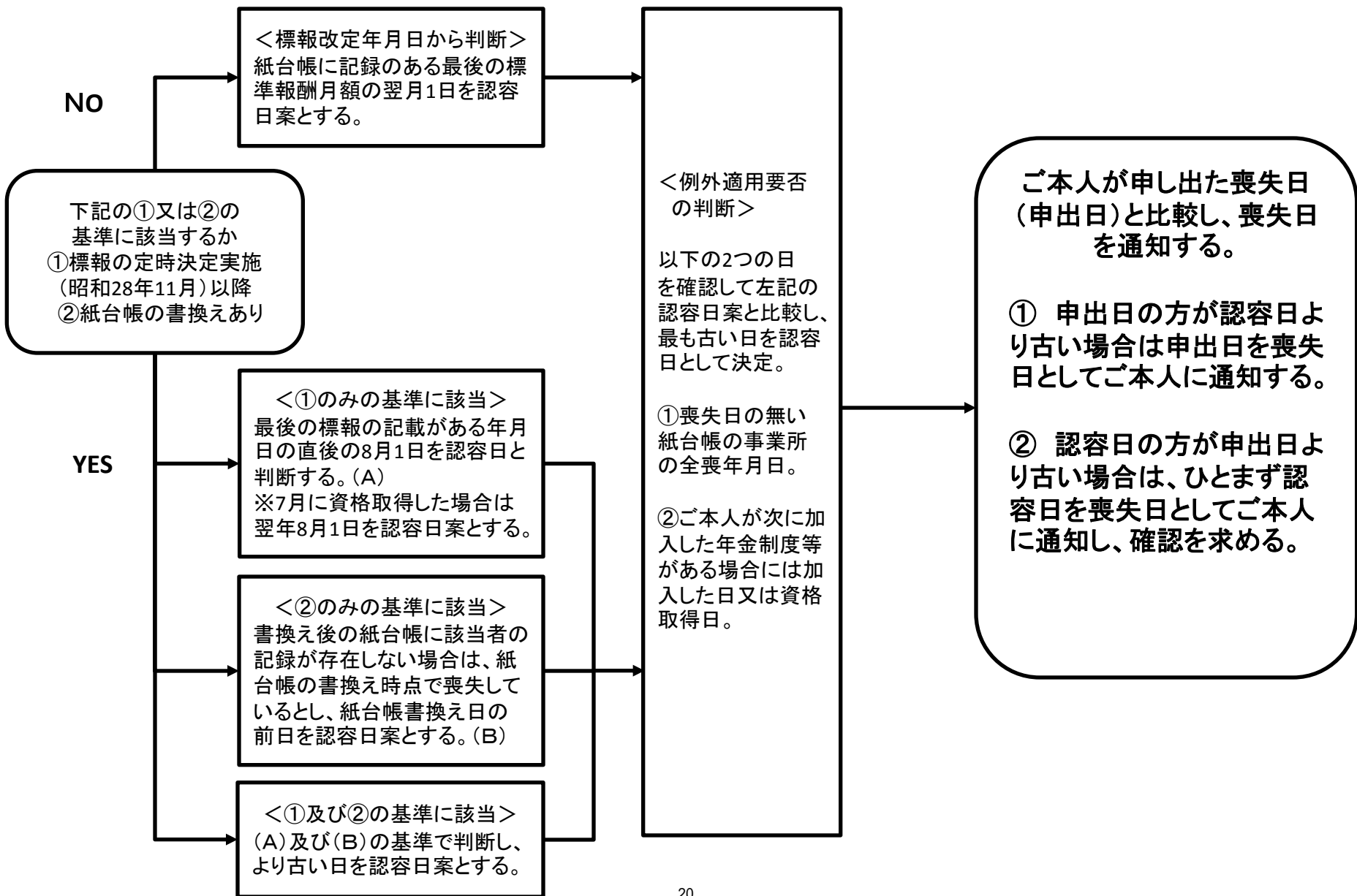
- ・ 基準 2 標準報酬月額の変更年月日により判断する。(厚生年金及び船員保険)

基準 1 を適用しても認容日を判断できない場合には、紙台帳に記録のある最後の標準報酬月額の翌月 1 日を認容日と判断する。

- ・ 基準 1 及び基準 2 の例外

なお、上記の基準により導かれる認容日以前に該当する事業所が全喪している場合には、当該全喪の期日まで加入していたとして全喪日を認容日とする。(第三者委員会において類似するあっせん事例あり。) また、認容日以前に他の年金制度への加入、もしくは新たに(厚生年金の)資格取得の記録が確認された場合には、それらの加入日又は資格取得日を認容日とする。

資格喪失年月日の記載がない厚生年金・船員保険の記録が判明した場合 資格喪失年月日の判断フロー図

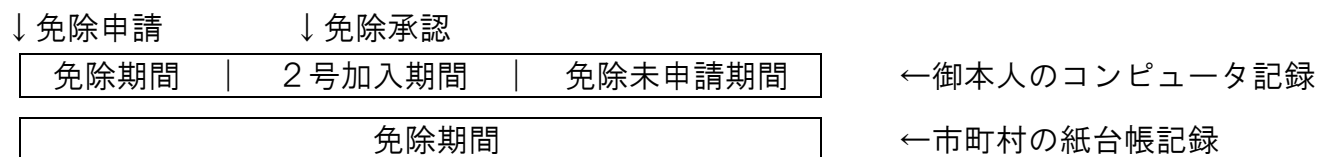


7. 国民年金記録の突合せにおける免除記録の取扱いについて

(1) 問題の所在

免除記録については、

- ・市町村において保険料収納義務が生じないものであるため、その管理が必ずしも徹底されていない
 - ・免除の承認が各年金事務所においてなされるため、正確な開始時期等を必ずしも捕捉できていない
- といった問題があり、コンピュータ記録と市町村名簿との間で、以下のような不一致が生じる事例が見られるところ。



上記のようなケースについては、2号加入が終了した後、必要があれば改めて免除申請を行っていただくこととなっているが、2号加入期間を市町村が把握していないため、市町村記録においては、免除申請に伴い、当該年度分全てに免除の記録が入っているものがある。そのようなケースについては、誤った記録訂正につながってしまう可能性がある。

(2) 対応策

免除に係る市町村名簿の記録については、第3号被保険者資格の場合と同様、免除資格の変動を的確に把握できていないケースが想定されることから、コンピュータ記録において、免除からの資格変更（喪失）があった以降については、市町村名簿上、免除記録があっても、補正不要とする。

8. 国民年金記録における資格記録に係る審査について

(1) 現状

- 国民年金記録の審査においては、納付、付加、差額の保険料納付に係る記録の突合せを行った後、資格記録の突合せを行うこととしている。そして、納付、付加、差額記録のいずれについても不一致がなかった場合には、資格記録の確認は行うものの、仮に不一致であっても、第1次審査で終了することとしている。(不一致であった旨の事跡は残す。)
※ 資格記録の変更が給付額に影響を及ぼす旧法老齢年金対象者(昭和5年4月1日以前生まれの方)の場合は、資格記録において不一致があった場合には、2次審査に進むこととしている。

- 上記の取扱いは、
 - ・ 資格記録のみの不一致については、旧法老齢年金対象者を除き、現時点での給付額に影響を及ぼさないため、2次審査まで行う必要性に乏しいこと
 - ・ その一方で、資格記録に係る審査結果については事跡に残す必要があることによるものであるが、納付、付加、差額記録のいずれについても不一致がなかった場合の資格記録の突合せは、以下の理由から費用対効果の面で必ずしも妥当ではないと考えられる。
 - ① 資格記録に係る審査については、現時点での年金給付に影響を及ぼさないことから、現時点で突合せを行って結果を記録する実益に乏しいこと
 - ② 特に受給者については、裁定時に国民年金と厚生年金等との資格の重複をコンピュータ記録上で整理していることから、(そのような整理を行っていない)市町村の国民年金被保険者名簿の資格記録と突合せを実施した場合、第1次審査で不一致となったとしても、最終的には補正不要となるケースが多いと見込まれること
 - ③ 国民年金は各市町村において転記等により複数の資格記録が作成されていることから、国民年金の資格記録の突合せには一定の時間を要することとなること

(2) 対応策

- ご本人からの申出によらない突合せにおいて、納付、付加、差額記録のいずれも一致していた場合には、昭和5年4月1日以前生まれの旧法老齢年金の対象者を除いては、資格記録に係る審査は行わないこととし、審査を行っていない旨事跡に残すこととする。また、昭和5年4月1日生まれの方に係る資格記録については、当面突合せを実施し、最終的に記録補正が必要となる件数を踏まえて効果を検証する。